

市内で工場などを営む皆さんへ

# 企業立地に対する魅力的な 優遇措置を行っています



市では、雇用拡大と産業振興による経済の活性化を目指して、一定の要件を満たした地場企業に優遇措置などの支援を行っています。

◎問い合わせ  
商工政策課 ☎2312753

## 本市の企業立地状況

平成25年度、本市では10件の企業立地が実現。平成18年の合併以降の総数は55件となっています。市外の企業の進出のみならず、地場企業や既存の進出企業の増設などにより、市内の雇用機会が拡大しています。

## 優遇措置は地場企業も対象

市では、一定の要件を満たした企業を立地企業として指定。実績に応じて税の免除などの支援を行っています。この支援制度は、企業の初期投資を軽減することで雇用拡大が図られ、地域経済の活

性化につながることを目的としています。市外からの進出企業だけではなく、地場企業も含めて製造業などの工場や流通施設などを対象にしています。

## 企業立地促進のための優遇措置

### 対象

● 製造業などの工場

投下資本が2,300万円を超えるもの、雇用増加5人以上

● 流通施設など

投下資本が5,000万円を超えるもの、雇用増加5人以上

● 試験研究施設など

投下資本が2,000万円を超えるもの、雇用増加5人以上

● 観光施設など

投下資本が1億円を超えるもの、雇用増加15人以上

● 情報サービス施設

投下資本要件なし、雇用増加5人以上

### 支援の内容

● 固定資産税の免除 3年間

● 雇用奨励金 1人20万円

● 用地取得補助金 50万円

(限度額5,000万円)

※高木・石山工業団地については1億円

● 関連施設整備補助金  
事業費の50万円  
(限度額2,000万円)

## 利便性の高い工業団地

現在、市では2つの工業団地を分譲しています。また、高城町に大型の工業団地である「都城インター工業団地穂満坊地区(整備中)」を予定している。現在整備中で、平成27年度から分譲を予定しています。

① 高木工業団地 (1区画)

分譲面積1万1,847平方メートル

② 石山工業団地 (2区画)

分譲面積1万4,876平方メートル



保存版

# 農業用廃プラスチックは、 焼かない！捨てない！リサイクル！



廃ポリフィルムや廃ビニールなどの農業用廃プラスチックは「産業廃棄物」であるため、農業経営者が自己責任で適正に処理するよう法律によって義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や使用済み農業用廃プラスチックなど、強風時に飛散しないよう注意しましょう。

◎問い合わせ 都城市農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会（農産園芸課内） ☎23-2425

## 廃ポリフィルムなどのリサイクル収集日程

収集対象

肥料袋、農薬袋、ペーラーラップ、暖房用ダクト、PO系フィルム、谷シート、ポリポット、ポリマルチ、かん水チューブ、不織布など

収集日		収集場所	収集時間
5月	8日(木)・22日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所 (三股町大字蓼池4439番地1)	14:00～16:00
6月	12日(木)・26日(木)		
7月	10日(木)	アグリセンター都城 姫城農産センター (上長飯町883)	9:00～16:00
	22日(火)		
	23日(水)		
	24日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター (山田町山田2481)	
8月	7日(木)・21日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所	14:00～16:00
9月	11日(木)・25日(木)		
10月	9日(木)・23日(木)		
11月	6日(木)・20日(木)		
12月	2日(火)	アグリセンター都城 姫城農産センター	9:00～16:00
	3日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	4日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター	
	11日(木)		
平成27年1月	8日(木)・22日(木)	都城北諸地区清掃公社 都北営業所	14:00～16:00
2月	12日(木)・26日(木)		
3月	12日(木)・26日(木)		

※費用：1kgあたり22円68銭（デポジット券または現金にて徴収）

## 塩化ビニールのリサイクル収集日程

収集対象

ハウスビニールなど（「農ビ」の表示がある透明な塩化ビニール）

収集日		収集場所	収集時間
8月	26日(火)	アグリセンター都城 姫城農産センター	13:30～16:00
	27日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	28日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター	
平成27年1月	27日(火)	アグリセンター都城 姫城農産センター	
	28日(水)	アグリセンター都城 高城農産センター	
	29日(木)	アグリセンター都城 山田農産センター	

※費用：1kgあたり6円48銭（デポジット券または現金にて徴収）

注意  
事項

- ①黒いサイロビニール、ブルーシート、セルトレイ、育苗箱、農薬ビン、ハウスバンドなどの収集は行わないので、産業廃棄物処分場で適正に処分してください。
- ②初めての人は、委任状作成のため印鑑（スタンプ式を除く）を持参してください。
- ③よく乾燥させ、同種の資材で縛って搬出してください。

キリトリ線

# 子ども・子育て

## 支援新制度について



平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が始まります。今回は、誰もが安心して子育てができる環境づくりを進める本市の取り組みを紹介します。

◎ 問い合わせ 保育課 ☎23-2199

### 認定子ども園の普及

小学校就学前に子どもを預ける施設として、保育所と幼稚園があります。保育所は、仕事などの理由で家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、幼稚園は、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う施設です。この両方の良さを持ち合わせた施設が認定子ども園です。

今後、市では市民の皆さんの意見を取り入れながら、認定子ども園を含めた子育て支援の充実に取り組めます。

### 認定子ども園とは？

認定子ども園は、次の3つの特徴があります。

① 保護者の就労状況に関係なく、教育と保育を一緒に受けることができる

② 保護者の就労状況が変わっても、継続して利用できる

③ 保育所や幼稚園に通っていない

家庭の保護者が、親子の交流の場などとして利用できる

### 施設などの利用について

施設などを利用するには、事前に次の認定を受ける必要があります。

#### 1号認定【教育標準時間認定】

満3歳以上で教育を希望する幼児  
※利用できる施設  
幼稚園、認定子ども園

#### 2号認定【満3歳以上・保育認定】

満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所などで保育を希望する場合  
※利用できる施設  
保育所、認定子ども園

#### 3号認定【満3歳未満・保育認定】

満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合  
※利用できる施設  
保育所、認定子ども園

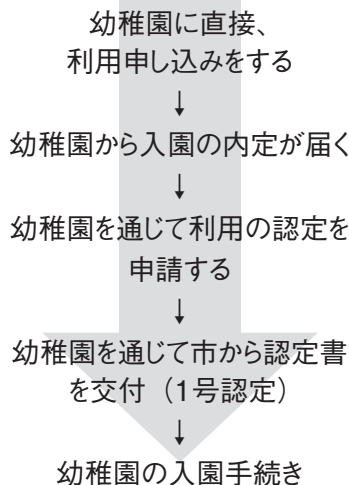
※利用できる施設  
保育所、認定子ども園

## 平成27年度から入所手続きが変更になります

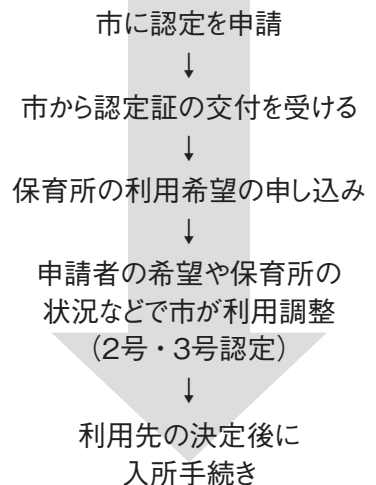
保育所と幼稚園の入所手続きと同時に、認定子ども園の入所手続きができます。なお、認定を受けた後、次の手順で手続きが必要です。



### 1号認定 【幼稚園、認定子ども園】



### 2号・3号認定 【保育所、認定子ども園】



## 都城市にはこれらの 子育て支援制度があります

### 子育て支援センター 保

親子の交流や子育てに関する相談、季節の行事を通して子育て支援を行います。

### 一時保育事業 保

日中、家庭で保育することができない幼児を、一時的に預かります。

### ファミリー・サポート・センター事業 保

育児などの援助を受けたい人（利用会員）と、育児などの援助を行いたい人（援助会員）が互いに助け合います。

### 放課後児童クラブ 保

家庭に日中、保護者のいない児童が、放課後などに過ごす場を提供します。

### こんには赤ちゃん事業 保

母子保健推進員と母子訪問指導員が、乳児のいる全ての家庭を訪問して、健診や赤ちゃん相談などの案内を行います。

担当課 保 ..... 保育課 ☎23-4894  
保 ..... 認定子ども課 ☎23-2684



困ったときの身近な相談役

# 民生委員・ 児童委員へ 相談ください



民生委員・児童委員は、相談内容に応じて適切な福祉サービスを案内する地域の「つなぎ役」です。また、主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。心配ごとや悩みごとは、各地区の民生委員・児童委員へ気軽に相談ください。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980

## 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会福祉の精神を持って、市民の立場に立って相談に応じ、必要な手助けを行い、社会福祉の増進に努めています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねているため、「民生委員・児童委員」と呼ばれる幅広い活動を行っています。

## 主任児童委員の役割

主任児童委員は、児童福祉に関する関係機関と、児童委員との連

絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助や協力を行っています。

## 民生委員などの待遇、実務

昨年12月、民生委員・児童委員および主任児童委員の全国一斉改選が行われました。

新しい委員の任期は、平成28年11月30日までの3年間です。

委員に対しては活動費として月額9,700円支給されているだけで、給与は支給されません。

## 推薦方法などについて

各委員は、都道府県知事の推薦に基づいて、厚生労働大臣が委嘱します。

都城市民生委員推薦会は、自治公民館の代表者で構成する推薦準備会から推薦された候補者について審議し、県知事へ推薦します。

各地区の推薦準備会は、自治公民館がさまざまな地域コミュニティの形成に関わる活動をはじめ、地域福祉活動に取り組んでいることから、各自治公民館から推薦してもらい、民生委員・児童委員との連携がより促進されることを目的としています。

## 委員の定数について

民生委員・児童委員の定数は、各自治公民館の範囲を中心として地区ごとに決められていて、全体で318人です。また、主任児童委員は、各地区に2人ずつ、全体で30人です。

## 候補者の推薦をお願いします

一斉改選以降、候補者が見つからず、現在16人が欠員となっています。その地域においては、各種の福祉活動に支障が出る恐れがありますので、早急に民生委員・児童委員を確保する必要があります。欠員となっている地域の候補者の推薦について、皆さんの情報提供をお願いします。

## インタビュー

### 地域をやさしく 見守ります



都城市妻ヶ丘地区  
民生委員児童委員協議会

会長 瀬上 澄雄さん

自治公民館から推薦され民生委員・児童委員に就任し、4期10年目を迎えました。

主な仕事は、一人暮らしの高齢者の見守りや、各種証明事務、一人一人のニーズに合わせて、行政サービスへの案内をすることなどです。行政や住民のつなぎ役となって、最終的に地域の人に感謝されとうれしく、やりがいを感じます。地域の皆さんと一緒に、互いに助け合い、安心できるまちづくりを目指していきたいです。



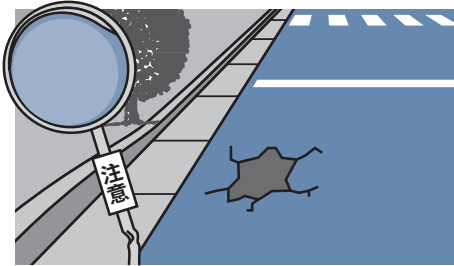
# 快適な道路空間づくりに 協力ください！

市では、道路パトロールを実施し、皆さんが道路を安全に通行できるように維持管理を行っています。しかし、良好な状態に保つには、市民の皆さんの協力が不可欠です。自宅周辺の道路の除草や道路上に看板や商品などを置かないなど、快適な道路環境づくりに協力をお願いします。

◎問い合わせ  
維持管理課 ☎23-2752  
各総合支所建設課

## 道路の破損箇所を見つけたら

道路の穴ポコや陥没、路肩の決壊やカーブミラーの破損は、交通事故の原因になります。異状箇所を見つけたら、早急に維持管理課または各総合支所の建設課へ連絡をお願いします。



## 樹木の剪定をお願いします

樹木が道路上に張り出すと、車両や歩行者の通行を妨げます。また、道路標識を見えにくくして思わぬ事故にもつながります。個人が所有する樹木を、市が勝手に切ることはできません。所有者の皆さんは、日頃から樹木の適正管理をお願いします。

## 歩道切り下げなどは市の許可を受けて工事しましょう

歩道や縁石などが設置してある道路で、宅地内に乗り入れするため、撤去や切り下げの工事を実施する場合は、道路を管理する国や県、市の許可が必要です。市道の場合は、維持管理課または各総合支所の建設課へ申請書を提出して許可を受けてください。なお、この場合の工事費用はすべて申請者の負担となります。車道に突き出した段差解消ブロックや鉄板は、交通事故の原因になりますので、必ず申請して切り下げなどの工事をお願いします。

# クリーンセンターの概要と 進捗状況、清掃工場の閉鎖

クリーンセンターは、郡元町にある清掃工場の老朽化に伴い、新たに山田町へ移転整備するごみ焼却施設です。

◎問い合わせ  
環境施設課 ☎23-3319

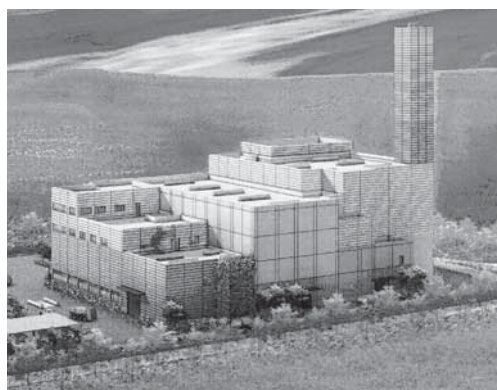
## 施設の特徴

施設の特徴として、今まで燃やせないごみとして処理していたプラスチック類などを、安全に焼却できるストーカ式焼却炉を採用。焼却炉から発生する排ガスに対して万全な大気汚染防止対策を実施します。また、ごみを処理する過程で発生した工場の排水は、施設外へ放出しない無放流方式とし、再利用して工場内で循環させることで周辺環境に配慮しています。

さらに、ごみ焼却で発生した熱エネルギーを蒸気として回収し、タービンを回して発電することに より、熱エネルギーの有効利用を行う環境にやさしい施設を目指します。なお、発電した電力は、工場内で利用し、余った電力は売電します。

## 主要設備

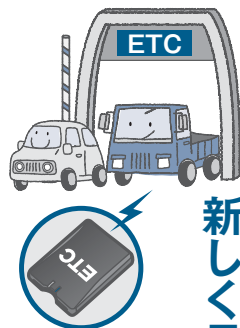
ストーカ式焼却炉 230ト/日  
(115ト/24h×2炉)  
最大発電出力 4,990kw  
稼働開始予定 平成27年3月1日



クリーンセンター完成予想図

## 工場の進捗状況と 清掃工場の閉鎖

建設工事の進捗状況は、約74割（平成26年3月末現在）で、今年の秋ごろには試験焼却を開始する予定です。なお、郡元町にある清掃工場は、クリーンセンターの本稼働に伴い、平成27年2月28日で閉鎖予定です。



新しくETC設置を考えている皆さんへ

## ETC設置費用の一部を助成します

市では、現在整備中の山之口SAスマートICの利用促進のため、ETC車載器を新たに購入し、設置する個人と事業所に対して経費の一部を助成します。ただし、予算額に達し次第終了します。

◎問い合わせ

総合政策課 ☎23-2115

### 対象

次の①～③を全て満たす人。

- ①市内に住所が有り、市税を滞納していない個人または法人
- ②本人名義の車両に設置した人
- ③市または三股町内の取扱店で、6月1日以降に新品のETC車載器を購入、取り付けおよびセットアップを行った人

### 対象外

- ①中古品の設置や新品への買い替え、または所有するETC車載器設置車両の更新による買い替え
- ②都市市、三股町の取扱店以外で購入し、設置する人

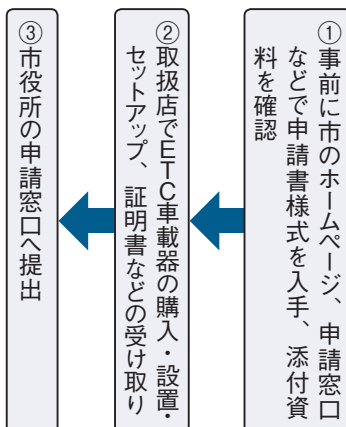
### 助成金額

1台当たり5,000円（5,000円に満たない場合は実費額。対象となる経費は車載器購入費、設置工事費、セットアップ費用

### 対象台数

個人 1人当たり1車両  
法人 1法人当たり3車両まで

### 申請の流れ



### 申請期限

設置後1カ月以内。ただし、平成27年2月27日まで

### 申請窓口

総合政策課、各総合支所地域振興課、各地区市民センター  
※詳しくは、市のホームページで確認ください

より良いまちづくりのために活用しよう

## パブリックコメント制度

パブリックコメントの流れ  
参加できる人は？



市では、市民が市政に参加できるようにパブリックコメント制度を設けています。より良いまちづくりのために、皆さんの意見を伺います。

◎問い合わせ

総合政策課 ☎23-2115

### パブリックコメント制度とは

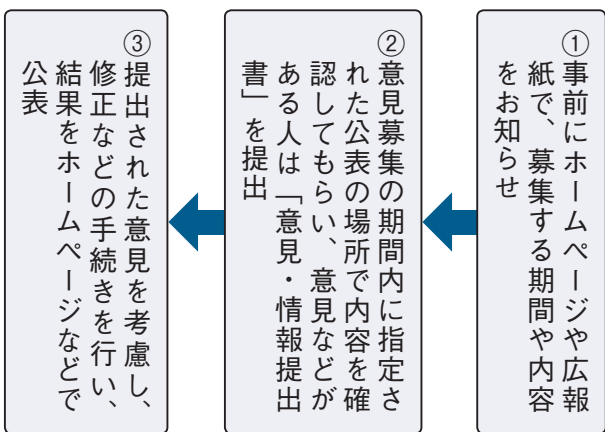
行政機関が政策の立案や条例制定のときに、原案を公表し、その案に対する市民や事業所からの意見などを考慮した意思決定を行う手続きのことです。

市では意見を募集する期間や公表する場所などを、市のホームページや広報紙を通じてお知らせしています。

### 市のパブリックコメント

#### 実施状況

昨年度は6件のパブリックコメントを実施。合併以降57件を実施しました。



- ・市内に住所を有する人
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内にある事務所または事業所に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・パブリックコメントに係わる事案に利害関係を有する人